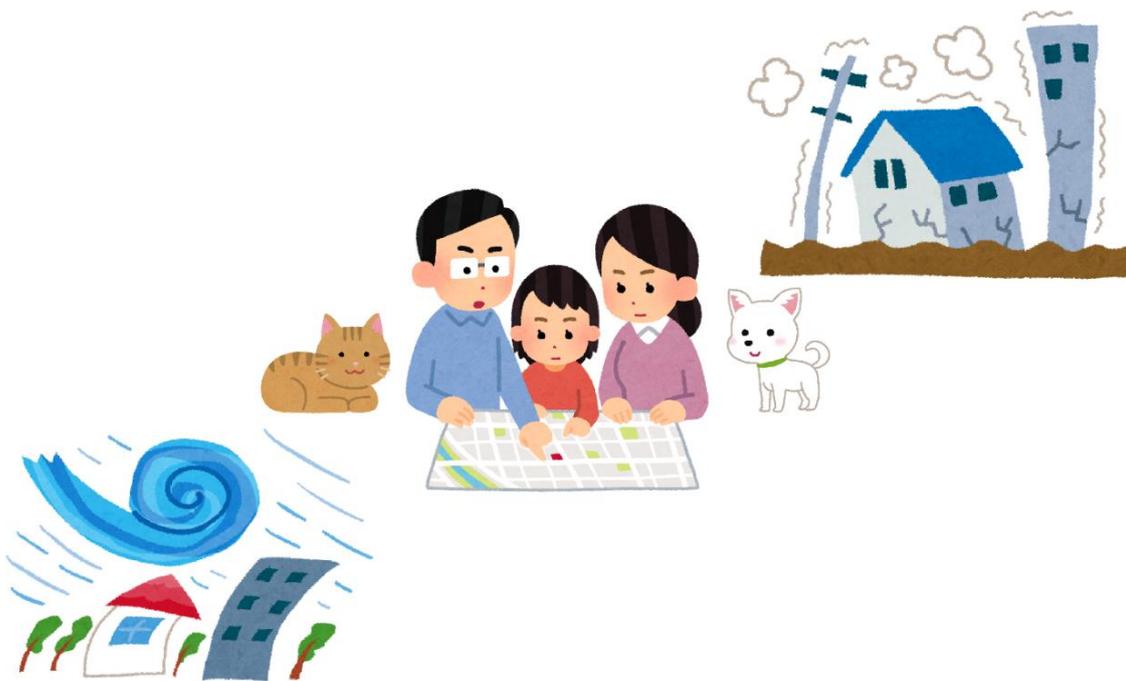

飼い主のための災害時マニュアル



豊中市健康医療部保健安全課

目次

1	はじめに	・・・ p2
2	平常時における備え	・・・ p3
3	災害発生時の対応	・・・ p5
4	参考様式・参考例	・・・ p11

1 はじめに

環境省は、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災での経験から、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下でペットを連れて避難する「同行避難」を推奨してきました。その後、平成 25 年（2013 年）6 月には、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が示され、平成 28 年（2016 年）に発生した熊本地震での経験をふまえて、平成 30 年（2018 年）3 月に「人とペットの災害対策ガイドライン」が改訂されました。

豊中市周辺にはいくつかの活断層が分布しており、今後大きな地震が発生する可能性が高い地域だといわれています。実際に平成 30 年（2018 年）6 月には大阪府北部地震が発生し、市内各地で被害がありました。このような経験からも、本市では、市民の安心・安全の確保のために防災・減災に取り組み、「災害に強いまちづくり」を進めてきました。ペットに関しても、同行避難が飼い主の避難支援や放浪動物による危害の発生防止等につながることから、飼い主に対して啓発を行うとともに、すべての指定避難所で円滑な同行避難が行われるよう取り組んでいます。

この度、ペット同行避難者と他の避難者がともに避難生活を送れるよう「飼い主のための災害時マニュアル」を策定しました。本マニュアルを活用いただき、今後いつ起きるか分からない大災害に備え、日ごろの準備が進むことを期待します。

なお、本マニュアルは基本的な考え方を示したものです。災害の種類、被害の大きさ、地域性などによって条件は異なりますので、柔軟な対応をお願いします。

令和 5 年（2023 年）4 月
豊中市健康医療部保健安全課

○同行避難とは

大規模な災害発生時に、自宅等からの避難が必要な飼い主が、飼育しているペットと避難場所まで避難することです。これは、避難場所における飼い主とペットが同じスペースで過ごす「同伴避難」を意味するものではありません。

ペットの同行避難は、動物愛護の観点のみならず、飼い主への二次災害の防止や放浪動物による人への危害防止、環境保全の観点からも必要な措置です。

2 平常時における備え

災害はいつ起きるか分かりません。平常時からの備えが肝心です。

過去に発生した災害では、避難所における同行避難への備えが十分にされていなかったために、トラブルが発生する事態が散見されています。

万が一の、その時のために、十分な検討とシミュレーションを行いましょう。

①飼い主の日ごろの準備

Ⅰ 同行避難のための飼い主の準備

スムーズな同行避難のためには、飼い主及びその家族が災害発生時の対策等について十分な理解をし、また備えをしておく必要があります。日ごろから、ペットの飼い主は同行避難のための「災害に備えた事前準備（※）」を講じておくようにしておきましょう。本市のホームページでも情報提供していますので、参考にしてください。

※豊中市ホームページ「ペットの防災対策について」

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/kaiinu_kaineko/pet-bousaitaisaku.html

{ (※) 災害に備えた事前準備 } (豊中市地域防災計画より抜粋)

(ア) 飼い主は、平時から、愛玩動物の避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

- ・ 予防接種や外部寄生虫の駆除
- ・ ブラッシングで抜け毛をとる
- ・ 迷子札の装着
- ・ 鑑札の装着（犬の場合）
- ・ マイクロチップの挿入

(イ) 飼い主は、愛玩動物用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- ・ 療法食、薬（必要なペットには必ず準備）
- ・ 少なくとも5日分の水とペットフード、食器
- ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの）、キャリーバッグ、ケージ
- ・ ペットシート、トイレ用品
- ・ 愛犬・愛猫手帳など（飼い主の連絡先やペットの情報、飼い主と一緒に写った写真が確認できるもの）

(ウ) 飼い主は、愛玩動物のしつけに努める。（以下、例示）

- ・ キャリーバッグやケージに慣らしておく
- ・ 「マテ」、「オイデ」、無駄吠えの制御、決められた場所での排泄などのしつけ

II 同行避難を想定した訓練の実施

地域ごとに校区自主防災組織等が中心となって避難訓練が行われています。そうした訓練に参加し、飼い主同士の協力体制をあらかじめ整えておくと、発災時の円滑な運営に繋がります。飼い主一人ひとりが責任をもって、飼育・衛生管理を行うことを念頭に、訓練を行いましょう。

災害対策には、飼い主の平常時からの準備（自助）が最も大切ですが、地域における準備（共助）も大切になります。日頃からペットの飼育マナー（鳴き声や糞尿の処理など）に気を配り、挨拶やコミュニケーションを通じて、地域の方とお互いに助け合い、協力し合える関係を築いておきましょう。

②同行避難場所の確認

豊中市内の指定避難所は、同行避難を原則としています。ただし、避難所の規模、構造、設備等は避難所によって様々です。最寄りの避難所がペットを受け入れられるとは限りません。ペットの受け入れがそもそも困難であると判断される避難所については、近くのペット受け入れ可能な避難所を案内することになります。普段から、家族で「防災マップ」や「ハザードマップ」を確認し、周囲の避難所の場所や避難ルートの把握を行いましょう。

※受け入れ可能なペットは、避難所で飼い主が安全かつ責任をもって管理ができると認められる動物となります。

※盲導犬などの身体障害者補助犬は居室への同伴が可能です。

※災害の種類や規模、発災時の状況等に応じて複数の避難先を検討しておきましょう。

3 災害発生時の対応

①安全確保と避難の判断

まずは自分自身の身を守り、安全を確保するため、状況によって避難の判断を行いましょう。自宅が無事で危険が迫っていなければ、自宅に留まるという選択肢もあります。

②ペット同行避難

同行避難を行う際には、「同行避難時の持ち物リスト」(P9)を参考にできる限り飼い主が準備を行い、なるべくケージやキャリーバッグなどに入れて避難してください。なお、中・大型犬などでリードを装着して歩いて避難する場合には、建物や塀の倒壊などの危険性がありますので、十分注意しながら避難してください。

避難所に到着した後は、ペットを連れて避難した飼い主が中心となって、「同行避難動物登録票」(参考様式1)を作成します。(飼い主の情報、動物の情報(種類、年齢、性別、毛色、予防接種状況、病気の有無等)、携行品の有無等)

受付時は、動物が他の人に危害を加えないような方法で係留し、待機させ、人と一定距離を保つようにしましょう。

ペットの個体識別票(参考様式2)を作成し、ケージ等に貼付しましょう。ペットに所有者明示が行われていない場合は首輪の装着など所有者明示を施しましょう。

※盲導犬などの身体障害者補助犬は居室への同伴が可能です。

Point

避難所では、飼い主が責任をもって

ペットの飼育や衛生管理を行います。

同行避難をしてきた飼い主同士で協力し合い、

ルールづくり等を行きましょう。

③飼育場所の確保

飼育場所は、トラブル（鳴き声やにおい、アレルギーや咬傷事故など）の発生を防止するために、以下の点に留意して決める必要があります。市立小・中学校については、建物外の屋根のある場所（体育館軒下など）を想定しています。

避難所開設中に学校の授業が行われる場合も予想されます。児童・生徒の安全、授業への影響にも配慮が必要になります。避難所運営協議会（避難所を運営する住民組織）等の指示に従い、決められた場所で飼育管理しましょう。

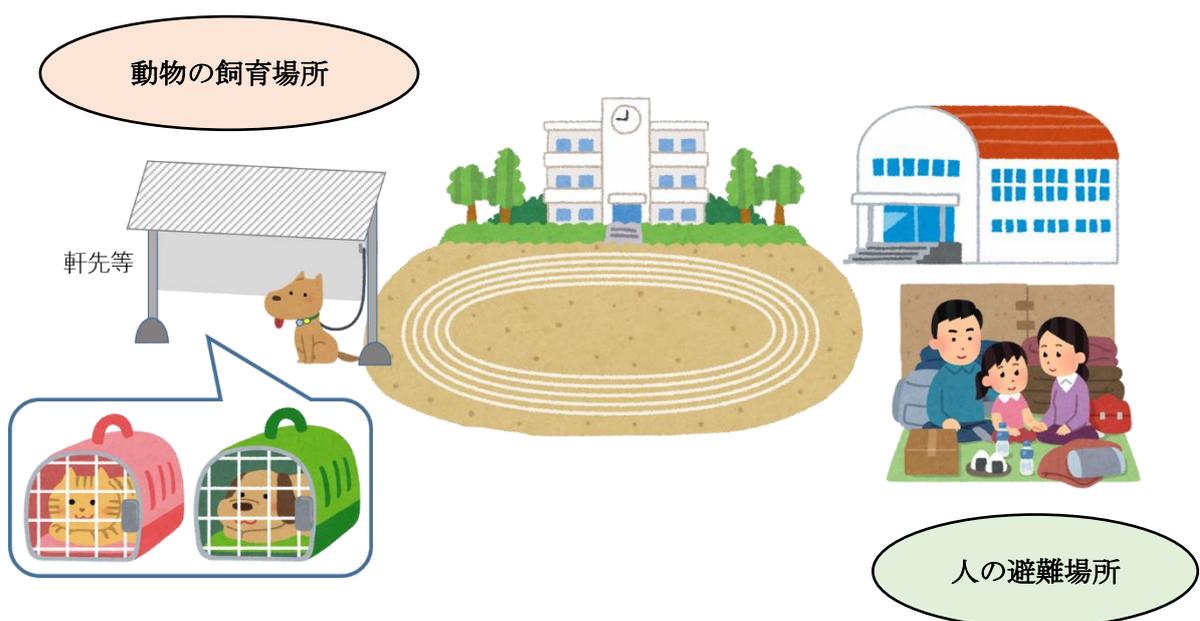
飼育場所を決めるときの注意点

- 屋根のある場所
- 避難者の居住スペースとはなるべく離れた場所
- 避難者の動線と重ならない場所
- 必要に応じて、動物種ごとに飼育場所を分ける
- 水道が近く、掃除がしやすい場所
- 係留して飼養する場合は、丈夫な支柱がある場所

☆屋外飼育場所設置例

プレハブ、テント等の設置場所は給水設備の近くや木陰のある場所が望ましいです。

動物の体調管理に気をつけるとともに、動物が逃げ出したり、人を咬んだりする事故が起きないように配慮しましょう。



ペットの飼育スペース確保の際は、可能であればブルーシートなどを持参し、床や壁の保護のために養生しましょう。

ペットはケージでの管理を原則とし、動物の種類ごと等で区分けを行い、ケージにタオルや毛布をかける、ダンボール等の衝立を立てるなどして目隠しを行いましょう。

【飼育場所での注意点】

- 逃げ出さないように十分な対策を行いましょう
- ペット同士が接触しないように、なるべく距離を置きましょう
- 可能であれば目隠しを行いましょう
- 関係者以外が立ち入らないように注意書きをしましょう

④ペット飼育名簿、飼育当番表の作成

トラブル発生時の迅速な対応のため、同行避難動物登録票をもとにペットの飼育状況について避難動物管理台帳（参考様式3）にまとめておきましょう。

また、飼い主同士が助け合って飼育場所の管理を円滑に行うために、避難動物飼養管理等当番表（参考様式4）を作成し、飼い主の数に応じて「飼い主の会」などの立ち上げを提案するのも良いでしょう。

⑤基本的な飼育ルールの設定

避難所のペットの飼育管理は、飼い主が行います。人への危害防止や環境衛生維持のため、ペットを連れて避難した飼い主が避難所運営協議会等と協議して、ルールを作成し、遵守しましょう。

【基本となる避難所全体のルール（例）】

- 避難所運営協議会等の指示に従うこと
- ペットは飼い主が責任をもって世話を行うこと
- ペットは指定された場所で飼育し、人の居室内に入れないこと
- ※身体障害者補助犬を除く

【検討すべきルール（例）】

- ペット関係用品の保管場所（ペット関係支援物資含む）
- 散歩の方法とコース、時間帯
- ブラッシングや爪切り等ケアを行う場所
- 排泄物の処理方法
- トラブル発生時の報告ルート
- 飼育場所の管理方法
- ペットへのエサの時間、与え方
- 清掃の仕方や頻度

※参考資料5等を活用してください。

⑥ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任の下に行いましょう。
当番表などを活用し、トラブルが起きた際の連絡先や体制についても、分かりやすく掲示しておきましょう。

⑦他の避難者への情報提供

飼い主以外の避難者にも、避難所でペットが飼育されていることを周知します。飼い主以外がペットの飼育場所に入らないように注意を呼びかけましょう。

同行避難時の持ち物リスト

生活用品

- キャリーバッグ、ケージ
- ペットフード、水（少なくとも5日分程度）
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）、ハーネス
- 食器（割れない素材のもの）
- 療法食、薬（必要な場合は必ず）

ペット用品

- ペットシート
- トイレ用品（排泄物処理袋、ビニール手袋、スコップ等）
- ウェットティッシュ、ウェットタオル
- 新聞紙 プルーフシート等のシート
- おもちゃやお気に入りのタオル ガムテープ、油性マジック等

ペットの情報

- 愛犬手帳や愛猫手帳
（必要な内容）
 - 飼い主の連絡先やペットの情報
 - 飼い主と一緒に写った写真
 - 健康状況、ワクチン接種状況
 - かかりつけの動物病院等
- 鑑札（犬のみ）
- 迷子札

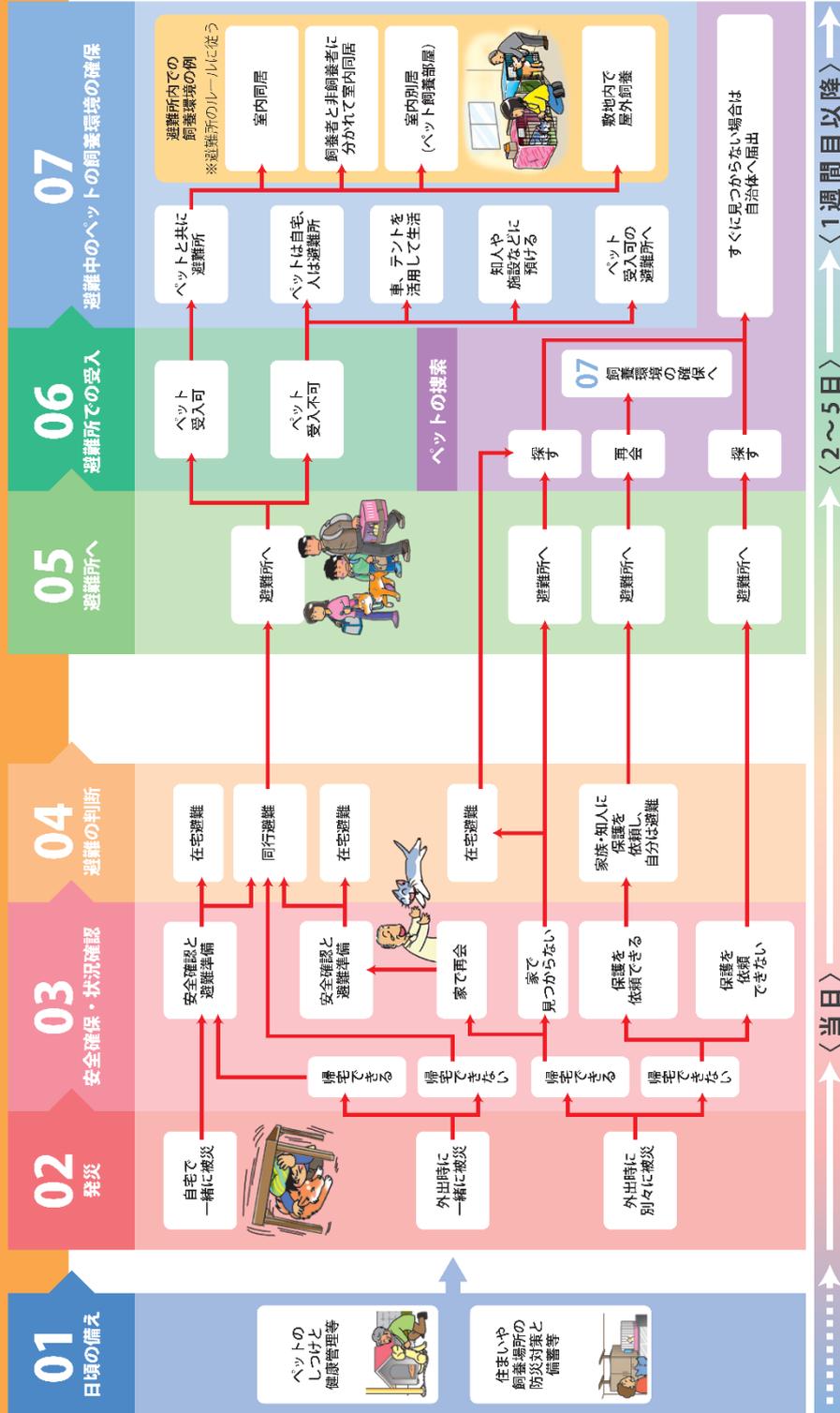


同行避難のフロー図

もしも、今、災害がおこったらどうなるか？
 ペットとの同行避難について、災害発生から
 1週間の流れをフロー図にまとめました。

メモ

- 同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、避難所でペットを人と同室で飼養管理することを意味するものではありません。
- 避難所には、指定緊急避難場所や指定避難所などがあります。



<当日>

<2~5日>

<1週間目以降>

出典：災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン<一般飼い主編>（環境省）

4 参考様式・参考例

【参考様式1：同行避難動物登録票】

様式-9-3 同行避難動物登録票

入所日	年 月 日		退所日	年 月 日		
飼い主	氏名	(フリガナ)				
	住所					
	電話					
	居室					
動物	動物種		品 種		名 前	
	性別	オス・メス		特徴(年齢・ 毛色等)		
	犬の 登録	有・無		狂犬病予防 注射	済・未	
	不妊 去勢	実施・未実 施		体 重	Kg	
	健康管 理	【混合ワクチン】 済・未 年 月 日				
		【ノミ・ダニ予防】 済・未			【寄生虫予防】 済・未	
	性格	人なつこい・おとなしい・咬む・吠える				
	家庭にお ける飼育 環境	屋外・室内・ケージ・出入り自由・その他()				
	必要とす るもの	ケージ・フード・その他()				
特記事 項	台帳 No					

【参考様式 2：個体識別票】

個体識別票 No. _____

動物名・種類 _____

毛色・特徴 _____

年齢・性別 _____ オス ・ メス ・ 避妊去勢済

性格・注意事項 _____

飼い主氏名 _____

飼い主居室 _____

飼い主連絡先（任意） _____

※ケージ等に貼り付けて使用

【参考様式3：同行避難動物管理台帳】

同行避難動物管理台帳

施設名： _____
 管理責任者(担当者)名： _____

No.	入所日	退所日	動物種	品種	性別	呼び名	特徴(毛色等)	飼い主氏名	連絡先	避難前住所	犬の登録・狂犬病 予防注射の有無
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未

【参考様式 4：避難動物飼養管理等当番表】

〇〇避難所避難動物飼養管理等当番表

年 月

	給水係	清掃係	保健係	連絡係		
1 日						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

給水係：飲み水がなくなっていないか等のチェック

清掃係：飼育スペース全体の清掃（床・壁の清掃、ゴミの処理、換気等）

保健係：怪我をしたり体調不良の動物がいないか等のチェック

連絡係：トラブル・問題が起きた時に運営協議会等に連絡

避難所での基本的な動物飼育ルール

- 1 動物の世話は、動物の一時飼育場所において、飼い主が行うこと
- 2 避難者の生活範囲内へ動物を持ち込まないこと
- 3 動物の所有者が誰であるか明示を行うこと
- 4 給餌・散歩・掃除・排泄物の処理などの具体的なルールを飼い主同士で決定すること
- 5 動物に関するトラブルは、すみやかに避難所責任者に報告し、その指示に従うこと
- 6 他の避難者に鳴き声で迷惑をかけたり、咬んで危害をくわえることのないよう、最大限の配慮を行うこと
- 7 その他避難所責任者の指示があれば、それに従うこと

円滑な避難所運営のためにも、ご協力お願いいたします。

【参考資料 6：避難所住民への動物飼育についての情報提供チラシの例】



〇〇避難所の皆様へ



この避難所では、次の場所で避難して来た動物を飼育しています。

場所： _____

飼い主さん以外の方が、むやみに動物飼育場所に近づかないようにしましょう。

〇飼い主の方へ

避難所は共同生活の場です。

動物の飼育ルールをきちんと守り、周りの迷惑にならないようにしましょう。

〇飼い主以外の方へ

飼い主さんが責任をもってお世話しています。

あたたかい目で見守りましょう。

〇避難動物に関する相談

動物に関する相談やトラブルについては、飼育代表者や避難所責任者に

お知らせください。

飼育代表者：〇〇 〇〇（TEL： _____）

避難所責任者：〇〇 〇〇（TEL： _____）

【参考ホームページ】

1 ペットの災害対策（環境省）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html



2 ペットといっしょに災害への備え（大阪府）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/daicenter/daicenter/saigaisona.html>



3 ペットの防災対策について（豊中市）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/kaiinu_kaineko/pet-bousaitaisaku.html



飼い主のための災害時マニュアル

豊中市健康医療部保健安全課

〒561-0881

大阪府豊中市中桜塚4丁目11-1

TEL 06-6152-7321

発行 令和5年(2023年)4月1日
